平成14年(行ケ)第402号 審決取消請求事件(平成15年6月30日口頭弁 論終結)

有限会社松下スペースプロデュース 訴訟代理人弁護士 隆 遠 藤 竹 江 同 盛 中 夫 同 弁理士 村 同 小 Ш 順 グローブ ベスローテン フェンノート バレンチノ 告 被 シャップ 訴訟代理人弁護士 服

成 太 みつこ 益 稲 弁理士 興 作 杉 村 同 野 徳 同 末 郎 男 同 田 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

特許庁が平成9年審判第2833号事件について平成14年7月3日にした 審決を取り消す。 第2 当事者間に争いのない事実

特許庁における手続の経緯

原告は、別添審決謄本写し末尾記載のとおりの構成よりなり、指定商品を旧 別表第17類「被服(運動用特殊被服を除く) 布製身回品(他の類に属するものを 除く)寝具類(寝台を除く)」とする商標登録第2715313号商標(平成2年 8月3日登録出願,平成7年12月26日登録査定,平成8年7月31日設定登 録、以下「本件商標」という。)の商標権者である。 被告は、平成9年2月24日、本件商標の商標登録につき無効審判の請求

(以下「本件審判請求」という。)をし、特許庁は、本件審判請求を平成9年審判第2833号事件(以下「本件審判請求事件」という。)として審理した結果、平 成14年7月3日、「登録第2715313号の登録を無効とする。」との審決を その謄本は、同月13日、原告に送達された。

2 被告及びその商標権

被告は、オランダ国の法律の下で設立及び法人化された私的有限責任会社で 以下の各商標についての商標権者である。

- ややデザイン化した「VALENTINO」の欧文字を横書きしてなり、指 定商品を旧別表第17類「被服(運動用特殊被服を除く)布製身回品(他の類に属 するものを除く)寝具類(寝台を除く)」とする商標登録第852071号商標 (昭和43年6月5日登録出願, 昭和45年4月8日設定登録, 以下「引用A商
- 標」という。) (2) 「VALENTINO GARAVANI」の欧文字を横書きしてなり、指 (2) 「VALENTINO GARAVANI」の欧文字を横書きしてなり、指 定商品を旧別表第17類「被服(運動用特殊被服を除く)布製身回品(他の類に属 するものを除く)寝具類(寝台を除く)」とする商標登録第1415314号商標 (昭和49年10月1日登録出願, 昭和55年4月30日設定登録, 以下「引用B 商標」という。)
- 「VALENTINO」の欧文字を横書きしてなり、指定商品を旧別表第2 1類「宝玉、その他本類に属する商品」として設定登録された商標登録第9728 13号商標(昭和45年4月16日登録出願、昭和47年7月20日設定登録、以 下「引用C商標」という。)。なお、当該指定商品中、「かばん類、袋物」については、平成2年6月25日、一部放棄を原因とする一部抹消登録がされている。 (4) 「VALENTINO GARAVANI」の欧文字を横書きしてなり、指
- 定商品を旧別表第21類「装身具、ボタン類、かばん類、袋物、宝玉及びその模造 品、造花、化粧用具」とする商標登録第1793465号商標(昭和49年10月 1日登録出願,昭和60年7月29日設定登録,以下「引用口商標」という。)
- 「VALENTINO GARAVANI」の欧文字を横書きしてなり、 定商品を旧別表第22類「はき物(運動用特殊ぐつを除く)かさ、つえ、これらの

部品及び附属品」とする商標登録第1786820号商標(昭和49年10月1日 登録出願,昭和60年6月25日設定登録,以下「引用E商標」という。)

3 審決の理由

第3 原告主張の審決取消事由

審決は、本件審判請求事件において原告に対し職権証拠調べの結果の通知をしないという手続上の違法を犯した(取消事由1)上、ヴァレンティノ・ガラバーニに係る「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」の周知著名性に関する事実認定を誤り(取消事由2)、その結果、本件商標が、ヴァレンティノ・ガラバーニ又は同人と何らかの関係がある者の業務に係るものであるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれがある商標である旨の誤った認定判断をした(取消事由3)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

1 取消事由1 (審判手続の違法)

審決において引用されている証拠のうち,「世界の一流品大図鑑91年版」及び「エル・ジャポン1997年8月号」(審決謄本18頁,第5の2(5))は,本件審判請求事件において証拠として提出されていない。職権証拠調べをしたものと思われるが,原告はその結果の通知を受けておらず,意見を申し立てる機会も与えられていない。以上のような本件審判請求事件の手続は,商標法56条1項において準用する特許法150条5項に違反する違法なものであり,審決は取り消されるべきものである。

2 取消事由2(「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」の周知著名性に関する認定の誤り)

(1) 審決は,「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」の周知著名性について,①ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品について,単に「ヴァレンティノ」の表示のみで紹介されている記事が多数掲載されていること(審決謄本18頁,第5の2(6)第1段落),②「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」は,ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品群を表示するブランドとして,本件商標の商標登録出願前から,我が国のファッション関連商品の分野において広く認識されていたこと(同),③「ヴァレンティノ」(又は「バレンチノ」)の表示は,ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品群に使用されるブランド(「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」)の略称を表すものとして,本件商標の商標登録出願前から,我が国のファッション関連商品の分野の取引者及び需要者の間で広く認識されていたこと(同第2段落)を認定した。

しかしながら、審決の上記①~③の認定は誤っており、本件において、ヴァレンティノ・ガラバーニに係る「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」なるものは存在しないし、それが周知ないし著名であったこともない。

(2) 1の認定の誤り

ア 審決が上記(1)の①の認定の根拠として挙げる記事のうち、大多数のもの(甲4の1~4, 甲5の1~10)は、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品を紹介するに際し、「VALENTINO GARAVAN

I (ヴァレンティノ・ガラバーニ)」等の正式表記(正式表記の後,省略表記されているものを含む。)がされており、「ヴァレンティノ」の表示のみによる紹介はしていないから、これらの記事を根拠に、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品について、単に「ヴァレンティノ」の表示のみで紹介されている記事が多数掲載されているとの認定をすることは明らかに誤りである。

確かに、一部には、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品について「ヴァレンティノ」の表示のみで紹介を行う記事もある(甲6の1~5)が、そうした記事は少数であり、被告が本件審判請求事件において提出した大多数の証拠(甲7の1~40)において、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品群を紹介するに際し、「VALENTINO GARAVANI(ヴァレンティノ・ガラバーニ)」等の正式表記(正式表記の後、省略表記されているものを含む。)がされているのであるから、少数の誤った、又は不適切な表記があるからといって、多数の正しい表記があるにもかかわらず、上記のような認定をすることは許されない。

また、そもそも、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品について、「ヴァレンティノ(又はバレンティノ)」と省略表記がされた記事があるとしても、省略表記はあくまで省略表記であって、その存在をもって、上記(1)における②及び③の認定のように、ヴァレンティノ・ガラバーニが「VALENTINO(ヴァレンティノ)」の文字列のみからなる商標又は標章を用いていた、あるいは、「VALENTINO(ヴァレンティノ)」がヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品群の略称として認識されていたと認定することには、明らかな論理の飛躍がある。

さらに、仮に、審決が、正式表記の後、省略表記がされている記事を基に、略称の関係があると認定したのであれば、ヴァレンティノ・ガラバーニと同じく世界的に著名なデザイナーであるマリオ・ヴァレンティノ(Mario Valentino, 以下、単に「マリオ・ヴァレンティノ」という。)の氏名又はそのデザインに係る商品群についても、正式表記の後、省略表記がされている記事が多数存在する(甲15,21~25,29,31)ことから、マリオ・ヴァレンティノについても、同様に、「VALENTINO(ヴァレンティノ)」が同人の氏名又はそのデザインに係る商品群の略称であると認定することになるが、そのような認定が正当でないことは明らかである。

イ 被告は、イタリア、フランス等のヨーロッパ主要国及び米国における服飾等のファッション関連商品分野においては、「VALENTINO」、「Valentino」といえば、周知著名なデザイナーであるヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品に使用されるブランドの略称として知られており、上記記事中の「ヴァレンティノ」又は「バレンチノ」との記載は、その反映であると主張する。

等)を指定商品とする商標であって、その構成中に「VALENTINO」の欧文字を含む商標は、現在までに181件登録ないし登録出願されている。米国においても、国際分類25類を指定商品とする商標であって、ヴァレンティノ・ガラバーニスは被告以外の者を権利者とし、かつ、その構成中に「VALENTINO」の欧文字を含む商標は、現在までに8件、登録ないし登録出願されている。このように、イタリア及び米国において、「VALENTINO」の文字列を含む多数の店に、イタリア及び米国において、「VALENTINO」の文字列を含む多数の店にが登録ないし登録出願されていることからすれば、両国においても、「VALENTINO」、「Valentino」をもって、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品に使用されるブランドの略称を示すといえないことは明らかであり、被告の上記主張は事実に反するものである。

ウ 以上によれば、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品について、単に「ヴァレンティノ」の表示のみで紹介されている記事が多数掲載されているとの審決の上記(1)の①の認定が誤りであることは明らかである。

(3) ②の認定の誤り

ア 引用A商標は、プレイロード株式会社(以下「プレイロード社」という。)が昭和43年6月5日に商標登録出願し、昭和45年4月8日に設定登録を受けた商標であり、プレイロード社は、平成6年9月8日、帝人商事株式会社に同商標に係る商標権を譲渡するまで、ヴァレンティノ・ガラバーニに商品のデザインを依頼することなく、引用A商標を自社の製品に使用していた。被告は、平成8年5月8日、帝人商事株式会社から引用A商標に係る商標権を譲り受け、その後、上

記商標を使用し始めたものである。すなわち、本件商標の登録出願時及び設定登録時、引用A商標の商標権者は被告ではなく、プレイロード社であったのであり、当時、被告は、引用A商標を使用していないし、もちろん、ヴァレンティノ・ガラバーニも同商標を使用してない。

また、プレイロード社は、昭和43年6月5日、「バレンチノ」の片仮名文字からなる商標につき商標登録出願し、昭和45年8月3日、その設定登録を受けて(商標登録第867691号商標、以下、単に「『バレンチノ』商標」という。)、同商標が存続期間満了により消滅する平成2年8月3日まで、引用A商標と同様、これを自社の製品に使用していた。したがって、ヴァレンティノ・ガラバーニないし被告は、本件商標の登録出願時、片仮名文字からなる「バレンチノ」の商標又は標章も使用していなかった。

なお、被告は、イタリア、フランス等のヨーロッパ主要国及び米国における服飾等のファッション関連商品分野においては、「VALENTINO」、「Valentino」といえば、周知著名なデザイナーであるヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品に使用されるブランドの略称として知られていると主張するが、その主張が誤りであることは、上記(2)イのとおりである。

イ ヴァレンティノ・ガラバーニは、本件商標の商標登録出願時、そのデザインに係る商品群を我が国において展開するにつき、三井物産株式会社を通じて輸入し、株式会社ヴァレンティノ・ブティック・ジャパンにより販売するという方法を用いていた。そして、その際、同社は、プレイロード社の有する「VALENTINO(バレンチノ)」の文字列のみからなる商標(引用A商標及び「バレンチノ」商標)又は標章と区別する形で、「VALENTINO GARAVANI(ヴァレンティノ ガラバーニ)」の商標又は標章を使用していた。

ウ 以上によれば、「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」は、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品群を表示するブランドとして認識されていたとする審決の上記(1)②の認定については、前提となる審決の上記(1)①の認定が上記(2)のとおり誤っているのみならず、本件商標の商標登録出願時及び設定登録時、引用A商標及び「バレンチノ」商標がプレイロード社によって使用されていたとの事実、並びに、当時、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品を我が国において展開していた株式会社ヴァレンティノ・ブティック・ジャパン自身が、プレイロード社の有する上記各商標と区別する形で、「VALENTINO GARAVANI」の商標を使用していたとの事実に照らし、その認定が誤りであることは明らかである。

(4) ③の認定の誤り

ア ヴァレンティノ・ガラバーニとほぼ同時代に、世界的に著名なデザイナーであるマリオ・ヴァレンティノが存在していた。同人も、日本国内において「MARIO VALENTINO」の欧文字からなる商標を登録し(甲33)、かつ、それを自己のデザインに係る商品に使用して日本国内で販売していた(甲21~32、52)。ヴァレンティノ・ガラバーニとマリオ・バレンティノは、いずれもファッション関連商品の分野において著名なデザイナーであったことから、「Valentino」との省略表記のみではどちらのデザイナーを示すのか区別できず、この両者に関しては、その氏名又はそのデザインに係る商品群を表す際、「Mario Valentino Garavani」と略さずに表示されるのが通常であった。したがって、ヴァレンティノ・ガラ

バーニの氏名及びそのデザインに係る商品群について、「ヴァレンティノ」又は 「バレンチノ」と略称されることはなかった。

また、本件商標の登録出願時から設定登録時にかけて、マリオ・ヴァレ ンティノに係る上記「MARIO VALENTINO」商標を始め、30件の 「VALENTINO」、「Valentino」を含む商標が登録出願ないし設 定登録されており、本件商標もその一つであって、それぞれの商標を使用した商品が日本国内で販売されている(甲34)。取引者、需要者は、「VALENTIN O」、「Valentino」の文字列を含む複数の商標の存在を知り、その顧客 ターゲット、嗜好、価格などにより商品を選択して取引し、又は購入していた。 ヴァレンティノは、イタリア人の姓又は名として極めて一般的かつあり

ふれたものであって、日本に引き直していえば、鈴木、中村、伊藤、一郎、太郎な どに相当する。したがって、「ヴァレンティノ」が特定の個人であるヴァレンティ ノ・ガラバーニのみを表すということは,その語義上およそあり得ないことであ る。

ウ 以上によれば、「ヴァレンティノ」(又は「バレンチノ」)の表示は、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品群に使用されるブランド(「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」)の略称を表すものとし て認識されていたとする審決の上記(1)③の認定については、前提となる審決の上 記(1)①及び②の認定が上記(2)及び(3)のとおり誤っているのみならず,上記ア及び イの各事実に照らし、その認定が誤りであることは明らかである。 3 取消事由3 (出所混同のおそれに関する認定判断の誤り)

(1) 審決は、出所の混同を生ずるおそれについて、④本件商標を構成する「Rudolph Valentino」の欧文字が16文字、これより生ずる「ルドル フ ヴァレンティノ」の称呼も9音であって、その構成文字又は称呼のいずれより 見ても、一つの名称のものとしては冗長である(審決謄本18~19頁、第5の3 第1段落)とする一方、⑤本件商標について、全体として特定の熟語や氏名を表す ものとして一般の取引者、需要者によく知られているというような事情も、被請求 人(注,原告)の提出した証拠によっては認めるに足りない(同19頁,同段落) とした上、⑥本件商標の商標登録出願時における上記2(1)の②及び③の認定事実及び「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」と本件商標の指定商品の同一性又は高い関連性を理由として、本件商標をその指定商品に使用するときは、これに 接する取引者、需要者は、その構成中後半の「Valentino」(同頁14行 目に「VALENTINO」とあるのは「Valentino」の誤記と認め る。)の文字のみをとらえ,著名な「VALENTINO(ヴァレンティノ)標 章」を連想、想起し、それがヴァレンティノ・ガラバーニ又は同人と何らかの関係がある者の業務に係るものであるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあった(同第2段落)、⑦ヴァレンティノ・ガラバーニ以外の「VALENTINO」の文字を含むデザイナーに係る商品のブランドが、単に「ヴァレン ティノ」又は「VALENTINO」と略称されている事実は存在しない(同20 頁、第5の4第3段落)と認定判断している。

しかしながら、上記の各認定判断は誤っており、本件商標については、出 所の混同を生ずるおそれなど存在しない。

4の認定判断の誤り

本件商標は、欧文字が16文字、称呼が9音であることは審決指摘のとお りであるが、欧米人の氏名に由来する商標の場合、この程度の文字数、称呼音数となるのはそれほど珍しいことではなく、これを冗長であるとする審決の上記(1)④の 認定判断は誤りである。

⑤の認定判断の誤り

本件商標は、ハリウッドの無声映画時代のイタリア生まれの米国人映画俳 優(1926年没)であるルドルフ・ヴァレンティノ(Rudolph Valentino,以下、単に「ルドルフ・ヴァレンティノ」という。)の氏名に由来す るもので、明らかに特定の人名に由来するものである。

そして,本件商標を構成する「Rudolph Valentino」の 文字列が、上記俳優の氏名を表すものとして、取引者、需要者に広く認識されてい ること(甲37~46,52,58~60)から、本件商標は、全体として特定の 欧米人の氏名を表すものとして、一般の取引者、需要者によく知られていることは 明らかであり、審決の上記(1)5の認定判断は誤りである。

(4) 6の認定判断の誤り

審決は、本件商標をその指定商品に使用するときは、これに接する取引 需要者は、その構成中後半の「Valentino」の文字のみをとらえ、著 名な「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」を連想、想起し、それがヴァ レンティノ・ガラバーニ又は同人と何らかの関係がある者の業務に係るものである かのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあった(上記(1)の⑥)

とするものであるが、そもそも、その判断の根拠となった事実認定(上記 2 (1) の②及び③)が誤りであることは、上記 2 (3) 及び (4) のとおりである。また、本件商標の「Rudolph Valentino」は、一見して欧米人の氏名であることが明らかであるから、取引者、需要者は、氏と名をもって一連、一体のものとしてとらえるのであり、殊更「Valentino」の文字のまたとえることはない、取引者、需要者は、上記 2 (4) アのとおり、 のみをとらえることはない。取引者、需要者は、上記2(4)アのとおり、「VALENTINO」、「Valentino」の文字列を含む複数の商標の存在を知った 上で、その顧客ターゲット、嗜好、価格などによって商品を選択して取引し、又は 購入していたのであるから、「Valentino」の方に目を引きつけられるということはないし、ましてや、本件商標を構成する「Rudolph Valentino」の後半部分が、「VALENTINO GARAVANI」の略称であ る「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」を表すものであると連想するこ となどあり得ない。

被告は、 「VALENTINO GARAVANI」商標に係る商品 イ 「VALENTINO」の略称をもって周知著名性を獲得したとし,ヴァレン ティノ・ガラバーニに係るもの以外の「VALENTINO」, 「Valenti no」を含む商標群は、すべて「VALENTINO GARAVANI」ブランドの周知著名性に乗じたフリーライドの商標であり、本件商標も同様であると主張 する。しかし、被告の上記主張は、上記2(4)のとおり、「VALENTINO」が 「VALENTINO GARAVANI」の略称であるという関係が存在しない 点において誤っている上、本件商標は、上記(3)のとおり、ハリウッドの無声映画時 代のイタリア生まれの米国人映画俳優であるルドルフ・ヴァレンティノの氏名に由 来するものであり、原告は、本件商標を付した商品の宣伝、広告に当たり、上記俳 優のイメージを前面に打ち出しているのであって、原告には、「VALENTINO GARAVANI」ブランドへのフリーライドの意図は全くない。 ウ 以上によれば、審決の上記(1)⑥の認定判断は誤りである。

⑦の認定の誤り

マリオ・ヴァレンティノの紹介記事においても,同人の氏名又はそのデザ インに係る商品のブランドにつき「VALENTINO」、「Valentin o」,「ヴァレンティノ」,「ヴァレンチノ」,「バレンチノ」との省略表記がされており(甲15,21~25,29,31),審決の上記(1)⑦の認定は明らかに 誤りである。

第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり,原告主張の取消事由はいずれも理由がない。

取消事由1 (審判手続の違法) について

原告主張に係る各書証につき、本件審判請求事件において、請求人である被

告が証拠として提出していないことは認める。

ところで、審判手続において職権で証拠調べをしたときは、その結果を当事 者に通知しなければならず、これをしないでした審決は、商標法56条において準用する特許法150条5項に違反する瑕疵を有するものではあるが、審決取消事由となるのは、その瑕疵が重大な瑕疵である場合に限られると解するのが相当である。 ところ、職権証拠調べが補充的にされたにすぎない場合には、職権証拠調べの結果 の通知がなくとも、当事者の判断でその結果ないしその程度のことは予期し対応す ることは当然可能であり、不意打ちには当たらないから、審決における重大な瑕疵 とはならないと解すべきである(東京高裁昭和56年12月21日判決・無体例集 13巻2号933頁参照)

これを本件についてみると、職権証拠調べの対象となった証拠は、 LENTINO (ヴァレンティノ)標章」の著名性を認定する証拠であるところ、 その著名性は,請求人である被告が提出した証拠によっても認定し得るところであ り、かつ、職権証拠調べの対象となったのは被告が提出した証拠と実質的に同質の 証拠であって補充的な証拠であるから,被告提出に係る証拠から予期し対応するこ とができるものである。そうすると、本件審判請求事件の手続に職権証拠調べの結果の通知を欠く瑕疵があるとしても、原告に対する不意打ちにはならないから、そ の瑕疵は、審決を取り消すべき重大な瑕疵には当たらないというべきである。

2 取消事由2(「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」の周知著名性に関する認定の誤り)について

(1) ①の認定の誤りについて

ア 審決が該当部分の事実認定の根拠として挙げる書証のうち、甲5の1~8、甲6の1~5には、「バレンティノ」又は「ヴァレンティノ」との記載があり、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名の略称又はそのデザインした商品群を表示するブランドを意味するものとして紹介されている。

原告はこうした表記を省略表記にすぎないとするが、「バレンティノ」 又は「ヴァレンティノ」との記載は、単なる省略表記にとどまらず、ヨーロッパ主要国及び米国における服飾等のファッション関連分野においては、「VALENTINO」、「Valentino」といえば、周知著名なデザイナーであるヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品に使用されるブランドの略称として知られていることを反映しているものであり、ひいては、我が国における取引者、需要者も同様の認識を有していることを示すものである。

略称として知られていることを反映しているものであり、ひいては、我が国にないることを反映していることを示すものである。
「原告は、イタリア及び米国において、「VALENTINO」の文字列を含む商標が多数登録ないし登録出願されていることからすれば、両国において、「VALENTINO」、「ザインに係る商品に使用されるブランドの略称「VALENTINO」、「ザインに係る商品に使用されるブランドの略称がら、原告提出の証拠(甲61、62)のよ、それらの商標がイタリア及び米国においていかなる商品に使用されているのか、その周知度はいかなるものか、その使用実態は全く不明であって、欧米ーをもののファッション関連分野における「VALENTINO」、「VaLENTINO」、「VaLENTINO」、「VaLENTINO」、「VaLENTINO」、「VaLENTIO」のブランドの略称の周知性を否定する理由とはなり得ない。いわんや、イタリア及び米国において単に登録出願があったことのみでは、何らの意味も持ないというべきであり、原告の上記主張は失当である。

ウ 以上によれば、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品について、単に「ヴァレンティノ」の表示のみで紹介されている記事が多数掲載されているとする審決の認定(上記第3の2(1)①)に誤りはない。

(2) ②の認定の誤りについて

ヴァレンティノ・ガラバーニは、1967年にデザイナーとして最も名誉ある賞「ファッション・オスカー」を受賞し、ライフ誌、ニュータイムズ紙、ニューズウィーク誌などの新聞、雑誌に同人の作品が掲載された。これ以来、同人は、イタリア・ファッション界の第一人者となり、サンローランなどと並んで世界三大デザイナーとも呼ばれるようになった。そして、諸外国、とりわけ、イタリア、フランス等のヨーロッパ主要国及び米国における服飾等のファッション関連分野においては、「VALENTINO」、「Valentino」といえば、周知著名なデザイナーであるヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品に使用されるブランドの略称として知ら、

我が国においては、三井物産株式会社が、昭和45年(1970年)、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品に「VALENTINO」標を付して輸入を開始し、昭和49年(1974年)7月17日には、国内販売のたい。現在は平河町と社の共同出資により、東京都千代の上でがある。現在は平河町では、株式会社ヴァレンティノ・ガラバーニ屋には、西宮販売店であるヴァレンティノ・ガラバーニ屋に、サンコーゼ赤坂、大阪心斎橋、大阪マルビル、神戸大外、1年をとや、(銀座)、6生堂ザ・ギンザ(銀座)、6年をは、1977年(日本橋)、4世の高島屋(京都)、4世の高島屋(京都)、5年のより、6年の1977年(昭和52年)には、1977年(昭和52年)には、1977年(昭和52年)には、1977年(昭和52年)には、1977年(昭和52年)には、1977年(昭和52年)には、1977年(昭和52年)には、1977年(日本橋)、1977年(日本橋)、1970」、「Valentino」、「ヴァレンティノ」を日とには、1977年(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本橋)、198(日本に、198)には、197(日本に、197)には、19~)にはは、19~)には、19~)には、19~)には、19~)にはは、19~)

我が国における服飾等のファッション関連商品分野の取引者、需要者においては、「VALENTINO」、「Valentino」、「ヴァレンティノ」といえば、周知著名なデザイナーであるヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又そのデザインに係る商品に使用されるブランドの略称として知られていたと認定できるというべきである。

これに対して、本件商標の登録出願時及び設定登録時、「VALENTINO」がプレイロード社の商品につき、その出所を表示する商標として服飾等のファッション関連商品分野の取引者、需要者に広く知られていたとの事実はないから、当時、プレイロード社が引用A商標の商標権者であったとの事実は上記認定を何ら妨げるものではない。

何ら妨げるものではない。 以上によれば、「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」は、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品群を表示するブランドとして認識されていたとする審決の認定(上記第3の2(1)②)に誤りはない。

(3) ③の認定の誤りについて

ア 原告は、「VALENTINO」、「Valentino」の文字を使用した商標が多数存在すること、特に「MARIO VALENTINO」 商標の著名性を根拠に、審決の認定が誤っている旨主張する。
しかしながら、「VALENTINO」、「Valentino」の文

マンスでは、 しかしながら、「VALENTINO」、「Valentino」の文字を含む商標が他に登録され、使用されていても、それらが、取引者、需要者に リヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品に使用される「VALENTINO」、「Valentino」と明確に区別され、ヴァレンティノ・ガラバーニとは関係のないものとして取引されているという事実はない。逆に、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品に使用される「ヴァレンティノ」、「バレンチィ」との標章が、「ヴァレンティノ」と呼ばれて周知著名である事実ににいても、では、下、「VALENTINO」、「バシボーンに係る商品を示すものであって、周知著名な「VALENTINO」、「バーンザインに係る商品を示すものであって、周知著名な「VALENTINO」、「バーンザインに係る商品を示すものであって、周知著名な「VALENTINO」、「バーンチューのブランドであるとなって、「ロブランドであるとなって、「ロブランドである。

また、ヴァレンティノ・ガラバー二に係る「VALENTINO」、「Valentino」等の標章の周知著名性に照らせば、仮に、「MARIOVALENTINO」など、「VALENTINO」、「Valentino」など、「VaLENTINO」、「Valentino」のであって、ヴァレンティノ・ガラバー二に係る「VALENTINO」、「Valentino」等の標章と区別して認識されているものがあるものであったとしても、そのことは、本件商標がヴァレンティノ・ガラバーニのデザるものではなら、仮に、「VALENTINO」、「Valentino」とを含む他の商標の中に、周知著名なヴァレンティノ・ガラバーニに係る」ととのより、「Valentino」とのがあるとしては、日のとしては、カウス・ガランドと区別当時にするものとして理解されているものがあるとすが、それは、のような特段の事情が全く認められないからでないものとしてよく知られるに至っている等の特段の事情が全く認められないからである。

したがって、原告の上記主張は失当である。

イ 原告は、「ヴァレンティノ」はイタリア人の姓又は名として極めて一般的かつありふれたものであるから、「ヴァレンティノ」が特定の個人であるヴァレンティノ・ガラバーニのみを表すなどということは、その語義上およそあり得ない旨主張する。

しかしながら、「VALENTINO」がイタリア人の姓又は名として一般的なありふれたものであるとしても、我が国において、ヴァレンティノ・ガラバーニに係る「VALENTINO」、「Valentino」等の標章が周知著名であるとの認定を何ら妨げるものではない。そして、現実に、我が国においては、ヴァレンティノ・ガラバーニに係る「VALENTINO」、「Valentino」等の標章が周知著名であり、「VALENTINO」、「Valenti

no」、「valentino」、「ヴァレンティノ」、「バレンチノ」と表示されている場合には、ファッション関連商品分野の取引者、需要者は、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品を表示するものと認識し、その商標ないし標章が付された商品を、周知著名な「VALENTINO」、「Valentino」、「valentino」、「ヴァレンティノ」、「バレンチノ」のブランドと同一ないしその兄弟ブランドであるなどと誤解するおそれがあるというべきである。

ウ 以上によれば、「ヴァレンティノ」(又は「バレンチノ」)の表示は、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品群に使用されるブランドの略称(「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」)を表すものとして認識されていたとする審決の認定(上記第3の2(1)③)に誤りはない。

3 取消事由3 (出所混同のおそれに関する認定判断の誤り) について

(1) ④の認定判断の誤りについて

本件商標は、「Rudolph」と「Valentino」の2語、欧文字で16文字からなるものであり、外観及び称呼が比較的長い商標である。そして、我が国のファッション関連商品を取り扱う業界においては、例えば、「ココ・シャネル」を「シャネル」、「アンドレ・クレージュ」を「クレージュ」、「ジョルジオ・アルマーニ」を「アルマーニ」、「サルヴァトーレ・フェラガモ」を「フェラガモ」、「クリスチャン・ディオール」を「ディオール」と呼ぶように、特に外国人のデザイナーによるデザイナーブランドについて、そのデザイナーの氏名の略称により、そのデザイナーのデザインに係る商品を指すことがよく見られるという取引の実情がある。

そうすると、本件商標についても同様の理由により、簡易迅速性を重んじる取引の実際においては、その一部だけによって簡略に表記ないし呼称され得るものである。

したがって、本件商標につき、その構成文字又は称呼のいずれより見ても、一つの名称のものとしては冗長であるとした審決の認定判断(上記第3の3(1) (4) に誤りはない。

(2) ⑤の認定判断の誤りについて

ルドルフ・ヴァレンティノが一部の無声映画愛好家の間に知られていることはともかく、同人は、今から80年近くも前の大正15年(1926年)に死亡した俳優であり、本件商標の登録出願時及び設定登録時に、服飾等のファッション関連商品分野の取引者、需要者間に広く知られていたとの事実はない。

仮に、原告が本件商標をルドルフ・ヴァレンティノに由来するものとして 採用したものであるとしても、本件商標をどのように認識するかは、取引者、需要 者によって決せられる事柄である。そして、本件商標が、原告主張の由来によるも のとして、取引者、需要者に認識されている事実はない。

したがって、本件商標について、全体として特定の熟語や氏名を表すものとして一般の取引者、需要者によく知られているというような事情を認めるに足りないとした審決の認定判断(上記第3の3(1)⑤)に誤りはない。

(3) ⑥の認定判断の誤りについて

ア 商標法4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同をおそれがある商標」には、当該商標をその指定と設務であると設務であると設務が他人の業務に係る商品又は役務にきる商品又は役務が他人の業務に係る商品又は役務であると設けした。当該商品のみならず、当該商品の表示による商品とというであるとというである。また、当該のでは、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、15号には、15号

の指定商品等と他人の業務に係る商品等との性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として総合的に判断されるべきである(最高裁平成12年7月11日第三小法廷判決・民集54巻6号1848頁)。

イ これを本件についてみると、本件商標は、上段に「Rudolph Valentino」の欧文字、下段に「V」を配置してなるものであって、上段部分は欧文字で16文字であり、比較的長い商標である。また、上記(1)のとおり、我が国のファッション関連商品を取り扱う業界においては、デザイナーズブランドは、そのデザイナーの氏名の略称により、そのデザイナーのデザインに係る商品を指すことがよく見られるという取引の実情があることから、簡易迅速性を重んじる取引の実際においては、その一部だけによって簡略に表記ないし呼称され得るものであるということができる。

被告の商標は、周知著名な「VALENTINO」、「Valentino」、「valentino」、「ヴァレンティノ」、「バレンチノ」のブランドであり、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る婦人・紳士物の衣料品、毛皮、革製バッグ、革小物、ベルト、ネクタイ、靴、ライター、傘、ハンカチ等、ファッション関連商品について周知著名な商標である。

本件商標の指定商品は被服等であり、被告の商標が現に使用されている商品と同一か又はこれとの関連性の程度が極めて強いものである。また、このことから、両者の商品の取引者及び需要者が共通することも明らかである。しかも、両者の商品が日常的に消費される性質の商品であることや、その需要者が特別な専門的知識経験を有しない一般大衆であり、これを購入するに際して払われる注意力はさほど高いものではないことに照らすと、本件商標の構成中の「Valentino」の文字部分が、これに接する取引者、需要者に特別な文字として、その注意を特に引くであろうことは容易に予測し得るところである。

ウ 以上のとおり、本件商標は、被告の商標と同一の文字部分をその構成の一部に含む商標であって、その外観、称呼及び観念上、当該同一部分である「Valentino」がその余の部分から分離して認識され得るものであることに加え、被告の有する「Valentino」、「Valentino」、「valentino」、「valentino」、「ヴァレンティノ」、「バレンチノ」のブランドの周知著名性の度が高く、しかも、本件商標の指定商品と被告の商標の使用されている商品が重複し、両者の取引者及び需要者も共通している。これらの事情を総合すれば、本件の標は、これに接した取引者及び需要者に対し、ヴァレンティノ・ガラバーニ若しなるではその経営する会社又はこれらと緊密な関係にある営業主の業務に係る商品である。

したがって、本件商標をその指定商品に使用するときは、これに接する取引者、需要者は、その構成中後半の「Valentino」の文字のみをとらえ、著名な「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」を連想、想起し、それがヴァレンティノ・ガラバーニ又は同人と何らかの関係がある者の業務に係るものであるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあったとする審決の認定判断(上記第3の3(1)⑥)に誤りはない。

(4) ⑦の認定の誤りについて

原告の主張は争う。マリオ・ヴァレンティノについて省略表記がされることはほとんどない。

第5 当裁判所の判断

1 取消事由 1 (審判手続の違法) について

原告は、本件審判請求事件において実施された職権証拠調べについて、その結果の通知を受けておらず、意見を申し立てる機会も与えられていないとして、本件審判請求事件の手続は、商標法56条1項において準用する特許法150条5項の規定に違反する違法なものである旨主張する。

そこで検討すると、審決が、「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」の著名性について認定した事実のうち、その一部(審決謄本18頁、第5の2(5)の段落)については、認定のために用いられた証拠(「世界の一流品大図鑑91年版」及び「エル・ジャポン1997年8月号」)が、本件審判請求事件において当事者が提出した証拠ではないことにつき当事者間に争いがなく、それらの証拠については、審判体が職権で証拠調べをしたものであると推認できるところ、弁論

の全趣旨によれば、原告がその結果の通知を受けておらず、意見を申し立てる機会も与えられていないとの事実を認めることができ、こうした手続が商標法56条1項において準用する特許法150条5項の規定に違反していることは、原告の主張するとおりである。

審決に証拠調べの手続上の瑕疵がある場合に、そのすべてが しかしながら、 直ちに審決の取消事由になると解することは相当でなく、審決に対する不服申立て については東京高等裁判所に直ちに出訴すべきものとして裁判所の第一審を省略し 紛争の早期解決を図ろうとしていること及び同高等裁判所が事実審裁判所であるこ とを考えると、審判における証拠調べの手続上の瑕疵が審決取消事由となるのは、 その瑕疵が, 審判の適正及び当事者その他の利害関係人の権利保障の観点から見 て、重大な瑕疵である場合に限られると解すべきである(東京高裁昭和56年12 月21日判決・無体例集13巻2号933頁参照)。本件で職権証拠調べの対象と なったものと推認される上記の各証拠は、いずれも、被告の使用する標章の著名性 ないし周知性に関する証拠、しかも、当該証拠の標目自体から一般に刊行されてい る書籍からの抜粋であることは明らかなものである。加えて、同種の書籍が本件審 判請求事件において被告から現に証拠として多数提出されており、上記各証拠も実 質的にそれと同一内容の補充的な証拠であって、これから予期し対応し得るもので あることなどを併せ考慮すれば、原告としては、たとえ職権証拠調べの結果の通知 がなくとも、これに対する反論、反証の機会が実質的に与えられていたものと評価 し得るか、又は不意打ちにならないと認められる事情があり、実質的な不利益は生 じないというべきである(なお、最高裁平成14年9月17日第三小法廷判決・判 例時報1801号108頁参照)

そうすると、本件審判請求事件において職権証拠調べの結果の通知を欠いたことは、手続上の重大な瑕疵であるとまでいうことはできず、審決を取り消すべき事由には当たらないと解するのが相当である。

以上によれば、原告の取消事由1の主張は、理由がない。

2 取消事由2(「VALENTINO(ヴァレンティノ)標章」の周知著名性に関する認定の誤り)について

(1) 当事者間に争いのない事実及び証拠によれば、ヴァレンティノ・ガラバーニ及びそのデザインに係る商品に付される標章又はブランドの周知性ないし著名性について、以下の事実を認めることができる。

アグラレンティノ・ガラバーニ (1932年生)は、イタリア生まれのファッションデザイナーである。17歳のときにパリでデザイナーとしての修業をめ、1959年にはローマに自分のスタジオを開設し、1962年、フィレンッシにおける最初のコレクションで成功を収めると、1967年には、世界のファッション界におけるオスカー賞に相当し、デザイナーとして最も栄誉ある賞といわュースでは、モーカスでは、一クはなどの新聞、雑誌に同人の作品が掲載された。これ以来、同人は、でリア・ファッション界の第一人者となるとともに、サンローランなども近れてスタリア・ファッション界の第一人者となるとともに、サンローランなどの表別により、その作品は、モナコ王国のグレース・アデザイナーとも呼ばれるようになり、その作品は、モナコ王国のグレース・フリース・ティなどの著名女性にも愛用された(甲4の1、甲7の2及び14、21、21401年の1~8、215、弁論の全世では、カーカーを表しています。

イ 米国を始めとする欧米諸国においては、そのころから現在に至るまで、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品のブランドの略称として、「VALENTINO」、「valentino」の表示が一般的に用いられており、被告も、そのパンフレットの表紙において「VALENTINO」との表示を用いている(乙9、乙14の1~8、乙16、弁論の全趣旨)。

の表示を用いている(乙9, 乙14の1~8, 乙16, 弁論の全趣旨)。 ウ ヴァレンティノ・ガラバーニ又は同人の関連企業である被告の直営店は、世界各地にあるが、その名称は「BOUTIQUES VALENTINO」である(乙16)。

エ 我が国においては、三井物産株式会社が、昭和45年、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品の輸入を開始し、昭和49年7月17日には、国内販売のために、他社との共同出資により、株式会社ヴァレンティノ・ブティック・ジャパンが設立された(甲5の2、弁論の全趣旨)。同社は、遅くとも昭和52年ころには、直営販売店であるヴァレンティノ・ガラバーニ・ブティックをサンローゼ赤坂、大阪心斎橋、大阪マルビル、神戸大丸、福岡岩田屋に設けるとともに、三越本店(日本橋)、高島屋(日本橋)、名鉄メルサ(銀座)、サンモトヤ

マ(銀座)、資生堂ザ・ギンザ(銀座)、伊勢丹(新宿)、名鉄百貨店(名古屋)、高島屋(京都)、高島屋ブティック(大阪、ロイヤルホテル)、モデルン洋装店(大阪心斎橋)、サンモトヤマ(大阪、17番街)、カンダ(姫路)、高島屋(岡山)、ひさや(高松)、タナカ(松山)といった全国一流百貨店等に出店して、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品を販売してきた(乙1、2)。このような状況は、現在でも継続しており、例えば、三越本店(日本橋)、高島屋(日本橋)、伊勢丹(新宿)の各一流百貨店に、他の有名ブランド店とともに出店している(乙3~5)。

オ 昭和51年9月ないし10月には、我が国で初めて、東京及び大阪において、ヴァレンティノ・ガラバーニのファッションショーが開催され、好評を博した。同ファッションショーが開催された旨の記事は、同年9月30日付けの読売新聞及び朝日新聞、同年10月2日付けの朝日新聞、同月5日付けの朝日新聞及びサンケイ新聞などの全国紙を始め、全国各地の地方新聞紙上でも取り上げられたが、その見出しは、「バレンティノ・ショー」、「ヴァレンティノ・コレクション」、「ヴァレンティノのショーから」、「ヴァレンティノ・コレクション」、「バレンティノの作品群」、「見事なバレンチノ作品」など、「ヴァレンティノ」、「バレンティノ」、「バレンティノ」、「リスは「バレンチノ」の語を用いるものがほとんどである(甲5の1~7、甲7の3、14~28、30~36、39、40)。

カ 上記才に掲げた新聞記事を含め、昭和51年以降、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名ないしそのデザインに係る商品のブランドを「VALENTINO」、「Valentino」、「ヴァレンティノ」、「バレンティノ」、「ヴァレンチノ」又は「バレンチノ」の表示で紹介する新聞、雑誌の記事が多数存在する(P501~7,P601~5,P703, P703, P70

キ 昭和52年当時に株式会社ヴァレンティノ・ブティック・ジャパンが使用していた宣伝用パンフレットは、表紙に「valentino garavani」と表示するものの、本文部分では、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品群のブランドを表すものとして、「VALENTINO」、「Valentino」、「ヴァレンティノ」の表示が多用されている(乙1、2)。

ク 現在でも、百貨店において、バレンティノ・ガラバーニに係る商品を取り扱う売り場は、単に「ヴァレンティノ」として表示されている(乙3~5)。ケ 株式会社ヴァレンティノ・ブティック・ジャパンは、昭和59年以後、最低でも年間6600万円程度の広告宣伝費、販売促進費及び展示会費を費やしており、その額は、平成2年から平成7年の間は、年間7000万円から3億2600万円の間を推移し、その間、同社の純売上高は、年間39億円余りから76億円余りの間を推移した(乙6、7)。

また、ヴァレンティノ・ガラバーニないし被告が、パンフレットの表紙や直営店の名称に「VALENTINO」との表示を用いてきたこと(上記(1)イ及びウ)、我が国において、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品を販売してきた会社の社名が「ヴァレンティノ・ブティック・ジャパン」であり、同社のパンフレットの本文でも、単に「VALENTINO」、「Valentino」、「ヴァレンティノ」とする表示が多用されていること(上記(1)エ及びキ)に照らせば、上記被告ブランドの表示は、ヴァレンティノ・ガラバーニないし被告によって、その業務に係る商標のブランドの表示として、選択して使用されてきたものと認められる。

(3) 原告は、①大多数の新聞記事等は、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又は

そのデザインに係る商品を紹介するに際し、「ヴァレンティノ・ガラバーニ」等の正式表記をしており、単に「ヴァレンティノ」等の表示のみでは紹介していない、②「ヴァレンティノ」等の省略表記がされたからといって、省略表記はあくまで省略表記にすぎず、ヴァレンティノ・ガラバーニが「VALENTINO」ないし「ヴァレンティノ」の文字列のみからなる標章を用いていたことにはならない、③イタリア及び米国においても、「VALENTINO」の欧文字を含む商標は、多数登録ないし登録出願されていることからすれば、諸外国においても、「VALENTINO」、「Valentino」をもって、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品のブランドの略称を示すとはいえないとして、被告ブランドの表示の存在及びその周知性を争っている。

告ブランドの表示の存在及びその周知性を争っている。しかしながら、被告ブランドの表示が単独で用いられる例があることとなりであるし、ヴァレンティノ・ガラバーニンドの表示が単独で用いられる例があることになら、被告の業務に係る商品のブランドにつき、現に、その略称としての被手が見にありにありにありにないして、それと併せて、あるいは単独で、からといって、それと併せて、あるいは単独で、からといって、それと併せて、あるいは単独で、からといって、とは、ラバーニ」等と同人の氏名を省略せずに表記する場記であっても周ヴァンドの表示はであるのは上記のとおりであるし、上記(2)のとおり、被告ブランドの表示は、であるいはであるのは上記のとおりであるし、上記(2)のとおり、できらに、があるのは上記のとおりであるし、上記(2)のとおり、できらに、があるに、があるいはであるいは、できらに、があるにおいて「VALENTINO」を含む商標の登録ないしるよの対比における当該に、おいて、では、であるに、でいても、原告提出の証拠(甲62の1ないしる当該の方との点についても、原告提出の証拠(甲62の1ないしる当該の方との点についても、原告提出の証拠(甲62の1ないしる当該の方との点についても、原告提出の証拠(甲62の1ないしる当該の方との点についても、原告提出の証拠(甲62の対比における周知性に関する上記(1)イの認定、ひいては、被告ブランドの我が国における周知性に関する上記(2)の認定を覆すに足りないというほかはない。

(4) また、原告は、本件商標の商標登録出願時等において、引用A商標及び「バレンチノ」商標がプレイロード社によって使用されていたことから、当時、ヴァレンティノ・ガラバーニのデザインに係る商品を我が国において展開していた株式会社ヴァレンティノ・ブティック・ジャパン自身が、プレイロード社の有する上記各商標と区別する形で、「VALENTINO GARAVANI」の商標を使用していた旨主張して、被告ブランドの表示の存在及び周知性を争っている。

そこで検討すると,①プレイロード社は,引用A商標について, 年6月5日に商標登録出願を、昭和45年4月8日に設定登録をし、「バレンチ ノ」商標についても、昭和43年6月5日に商標登録出願を、昭和45年8月3日 に設定登録をしており、本件商標の商標登録出願日の当時はプレイロード社が引用 A商標及び「バレンチノ」商標の、登録査定日の当時は同社から商標権を譲り受け た帝人商事株式会社が引用A商標の(なお、「バレンチノ」商標は平成2年8月3 日に存続期間が満了している。) 商標権者であったこと (甲3の1, 甲8, 11の 2),②ヴァレンティノ・ガラバーニないし被告(旧名称「グロベレガンゼ ベー」)は、我が国において、引用B商標につき、昭和49年10月1日に 商標登録出願を、昭和55年4月30日に設定登録をし、引用C商標につき、昭和 45年4月16日に商標登録出願を、昭和47年7月20日に設定登録をし、引用 D商標につき、昭和49年10月1日に商標登録出願を、昭和60年7月29日に 設定登録をし、引用E商標につき、昭和49年10月1日に商標登録出願を、昭和 60年6月25日に設定登録をしたこと(甲3の2, 甲54, 73, 74, 1及び2、甲47の1及び2、弁論の全趣旨), ③昭和51年ころ, ノ・ガラバーニないし被告側とプレイロード社との間で話し合いが持たれ、 日本に おける被服類の表示については、ヴァレンティノ・ガラバーニないし被告側は「VALENTINO GARAVANI」の商標を使用し、プレイロード社が「VA LENTINO」の商標を使用することで合意したこと(甲9, 乙11, 12)の各事実を認めることができる。

しかしながら、当時、引用A商標ないし「バレンチノ」商標が、プレイロード社に係る商品の出所を示すものとして、我が国のファッション関連分野の取引者、需要者に周知であったとは認められない上、かえって、上記③のような話合が持たれたこと自体、当時、欧米諸国においては、ヴァレンティノ・ガラバーニの氏名又はそのデザインに係る商品のブランドの略称として、「VALENTINO」

の表示が周知であり、ヴァレンティノ・ガラバーニないし被告側としては、我が国においても被告ブランドの表示を使用したいとの意向を有していたにもかか取りがされたとの事情を強く推認させるところである。加えて、被告(旧名称「知名などころであるとして、「日知表21類「宝玉、その他本類に属する品」を指定商品として、「VALENTINO」の欧文字からな引用C商に高にである。では、アインに係る商品を販売してきた会社の社名が「ヴァレンティノ・ブティーの」、「マムして、「VALENTINO」の本文でも、単に「VALENTINO」であり、同社のパンフレットの本文でも、単に「VALENTINO」、「Valentino」、「ヴァレンティノ」とする表示が多用されていること(上記(1)エ及びキ)、最終的に引用A商標はプレイロード社から帝人商事は、ヴァレンティノ・ガラバーニないし被告側は、上記③の合意にもからず、その業務に係る商品のブランドの表示として、被告である。上記(2)の認定を何ら妨げるものではないというべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(5) さらに、原告は、「ヴァレンティノ」は、イタリア人の姓又は名として極めて一般的かつありふれたものであり、それが特定の個人であるヴァレンティノ・ガラバーニのみを表すということは、その語義上およそあり得ないとも主張する。しかし、「ヴァレンティノ」が、イタリア人の姓又は名としてありふれたものであるとしても、そのことが、我が国において商標としての識別力を備えることの妨げとなるとは解されないし、まして、我が国においては、「ヴァレンティノ」はありふれた姓又は名であるとはいえず、これが使用その他の一定の事実の蓄積によって、取引者、需要者の間で周知となり、識別力を備えるようになったとしても何ら不自然ではないから、原告の上記主張は採用の限りではない。

(6) 以上によれば、上記(2)と同旨の審決の認定に誤りはないというべきであるから、原告の取消事由2の主張はいずれも理由がない。

3 取消事由3 (出所混同のおそれに関する認定判断の誤り) について

(1) 商標法4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は役務に使用したときに、当該商品又は役務が他人の業務に係る商品又は役務であると誤信される系列を主意を表別である。当該商品等が上記他人との間にいわゆる親子会社や系列を主意の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに下る、「公司のおそれ」という。)がある商標が含まれると解するのが相当である関係にある営業主の業務に係る商品又は役務であると解信されるおそれ(以下の表別にある営業主の業務に係る商品又は役務であると解するのが相当である。「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品等品の投入の表示の周知者名性及び独創性の程度である。当該商標の指定である。当該方式を基準として総合のである。「最高裁平成12年7月11日第三小法廷判決・民集54巻6号1848頁)。

(2) これを本件についてみると、本件商標は、上段に「Rudolph Valentino」の欧文字を横書きし、下段に左側部分のみ二重線の「V」を配してなるものであって、上段については、その外観及び称呼のいずれの点においても、「Rudolph」ないし「ルドルフ」と「Valentino」ないし「ヴァレンティノ」と二分して認識され得るものであるところ、上記の後半部分は、被告ブランドの表示と全く同一の構成である。

また、被告ブランドの表示は、上記 2 (2) のとおり、本件商標の商標登録出願日及び登録査定日において、著名なファッションデザイナーであるヴァレンティノ・ガラバーニないし被告の業務に係る商品に付されるブランドの表示として、我が国の婦人服、紳士服等のファッション関連分野の取引者、需要者にとって周知であり、かつ、少なくとも我が国においては一定程度の独創性を備えたものであると認めることができる。

さらに、本件商標の指定商品は、旧別表第17類「被服(運動用特殊被服を除く)布製身回品(他の類に属するものを除く)寝具類(寝台を除く)」であるのに対し、被告ブランドの表示は、婦人服、紳士服等の被服に使用されてきたもの

であると認められることからすれば、両者が使用される商品は極めて密接な関連性を有しており、両商品の取引者、需要者の相当部分が共通する。

原告は、本件商標は一見して欧米人の氏名であることが明らかであるかります。無要者はそれを一連、一体のものとしてとらえるのであが、、独告であることはいと主張するが、、独告でいることはないと主張するが、、大の表示として、「VALENTINO」、「Valentino」、「Vale

以上の事情に照らせば、本件商標をその指定商品に使用するときは、その取引者、需要者において、その商品がヴァレンティノ・ガラバーニないし被告と上記(1)のとおりの緊密な関係にある営業主の業務に係る商品と広義の混同を生ずるおそれがあるということができる。 (3) 原告は、マリオ・ヴァレンティノに係る「MARIO VALENTIN

(3) 原告は、マリオ・ヴァレンティノに係る「MARIO VALENTINO」 商標を始めとして、「VALENTINO」、「Valentino」の文字列を含む多数の商標が我が国で商標登録されており、本件商標もその一つであることを根拠に、取引者、需要者は、「VALENTINO」、「Valentino」の文字列を含む複数の商標の存在を知り、その顧客ターゲット、嗜好、価格などにより商品を選択して取引し、又は購入していた旨主張して、本件商標と被告ブランドの表示との出所の誤認混同のおそれを争っている。

確かに、①マリオ・ヴァレンティノが、「MARIO VALENTINO」の欧文字を横書きしてなり、指定商品を旧別表第17類「被服(運動用特殊被服を除く)布製身回品(他の類に属するものを除く)寝具類(寝台を除く)とする商標登録第2215112号商標(昭和58年2月3日登録出願、平成2年2月23日設定登録)を有していること(甲33、34)、②マリオ・ヴァレンティノないし同人に係る上記①の商標が、ヴァレンティノ・ガラバーニないし被告ブランドの表示と同じく周知であると認める余地があること(甲13~32、49~52)、③「MARIO VALENTINO」商標のほかにも、我が国において、「VALENTINO」、「Valentino」の文字列を含む多数の商標が商標登録されていること(甲34)は、原告主張のとおりである。

 の緊密な関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信する者が出現し、広義の 混同を生ずるおそれのあることは、否定することができないから、原告の上記主張 も採用することができない。

(4) 原告は、①本件商標は、著名な俳優であるルドルフ・ヴァレンティノに由来するものとして、取引者、需要者に広く認識されていた、②原告はルドルフ・ヴァレンティノのイメージを前面に打ち出した商品展開をしており、被告ブランドの表示へのフリーライドの意図は全くない旨主張して、本件商標と被告ブランドの表示との間における出所混同のおそれを否定する。

との間における出所混同のおそれを否定する。 まず、①について見ると、ルドルフ・ヴァレンティノは、本件商標の商標登録出願時から見ても50年以上前に死去した無声映画時代の米国人俳優であり、仮に映画愛好家の間において周知ないし著名であったとしても、本件商標の商標登録出願時及び登録審決時に、我が国のファッション関連分野の取引者、需要者の間において周知であったことを認めるに足りる証拠はないから、本件において上記(2)の判断を左右すべき特段の事情は認められないというほかはなく、原告の上記①の主張は採用することができない。

主張は採用することができない。 次に、②については、上記(1)で説示したとおり、広義の混同のおそれが認められるかどうかは、専ら指定商品に係る取引者、需要者の認識によって決せられるものであり、原告がどのような主観的意図をもって商品展開をするかは混同のおそれの有無と直接には関係しないと解されるところ、実際にも、原告の意図にかかわらず、本件商標が映画俳優のルドルフ・ヴァレンティノに由来するものであることが周知であったとは認められないことも既に判示したとおりであるから、原告の上記②の主張も採用の限りではない。

- (5) なお、原告は、マリオ・ヴァレンティノの紹介記事においても、同人の氏名又はそのデザインに係る商品のブランドにつき「VALENTINO」、「Valentino」、「ヴァレンティノ」、「ヴァレンチノ」、「バレンチノ」との省略表記がされているとして、ヴァレンティノ・ガラバーニ以外の「VALENTINO」の文字を含むデザイナーにつき「ヴァレンティノ」又は「VALENTINO」と略称されている事実はない旨の審決の認定(審決謄本20頁、第5の4第3段落)は誤りであると主張する。しかしながら、マリオ・バレンティノについても「Valentino」、「ヴァレンティノ」等と略称されることがあること(甲15、21~25、29、31)は原告主張のとおりであるにしても、そのことを理由に、本件商標と被告ブランドの表示との出所の誤認混同のおそれを否定することができないことは、上記(3)で判示したとおりであるから、この点に係る認定の誤りは、審決の結論に影響を及ぼすものではない。
- (6) 以上によれば、上記(2)と同旨をいう審決の認定判断に誤りはないというべきであるから、原告の取消事由3の主張は、いずれも理由がない。
- 4 以上のとおり、原告主張の審決取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決 する。

東京高等裁判所第13民事部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 長
 沢
 幸
 男

 裁判官
 早
 田
 尚
 貴